

事務連絡
令和2年4月15日

都道府県
各指定都市 依存症対策担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課依存症対策推進室

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の報告事項等について

平素より、依存症対策の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

標記の件については、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」において、依存症専門医療機関の診療実績と依存症治療拠点機関の活動実績（以下、診療実績等という。）を全国拠点機関に報告することとされています。

昨年度より、依存症対策全国センターのポータルサイトの報告ページ（<https://www.ncasa-japan.jp/supporter> から「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の報告事項」をご覧ください）及び別紙様式（都道府県等への報告用）を作成しておりますので、管内の依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関（以下、専門医療機関等）に周知して頂くとともに、毎年4月末を目途に、前年度の診療実績等を全国拠点機関（併せて都道府県等）に報告ページ（都道府県等には別紙様式により）を通じて報告して頂くようにしておりますので御協力をお願いします。

また、都道府県等が専門医療機関等又は相談拠点を選定（設置）又は選定（設置）を取り消した場合には、国への報告と併せて全国拠点機関にも報告をお願いします。

【報告先：全国拠点機関】

依存症対策全国センター（（独）国立病院機構久里浜医療センター）

E-mail: contact@ncasa-japan.org

連絡先：046-848-1550

報告ページ：<https://www.ncasa-japan.jp/supporter>

拠点医療機関活動実績報告ウェブ入力の際のパスワード：RCASA_Katsudou

専門医療機関診療実績報告ウェブ入力の際のパスワード：CSI_Shinryou

（参考）依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙 抄

1. 依存症専門医療機関の選定基準

(4) 当該保険医療機関において、依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること。

2. 依存症治療拠点機関の選定基準

(1) 依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、下記の運営が可能なものであること。

① 都道府県等内の依存症専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を取りまとめ、全国拠点機関に報告すること。活動実績のとりまとめに当たっては、都道府県等と連携を図ること。